

米子市営墓地使用者募集要項(随時募集)

期 間 令和6年1月5日から受付開始

午前8時30分から午後5時まで(閉庁日を除く)

申請場所・米子市役所 糺町庁舎2階 建設企画課(10月2日から移転)
(米子市糺町一丁目160番地 電話 0859-23-5529)

・ 米子市役所 本庁舎1階⑪番窓口 おくやみコーナー
(米子市加茂町一丁目1番地 電話 0859-21-7462)

- ・ 米子市役所 淀江支所 地域生活課
(米子市淀江町西原1129番地1 電話 0859-56-3112)

1 募集区画

【南公園墓地 1ページ目】（所在地:米子市石井490番地）

区分	区画番号			面積 (㎡)	使用料 (円)	管 理 料 年額(円)	困 障 有 無	力口ー 有 無	排水管 有 無	
	地区	号	番							
返還霊地	特	ハ	16	10	438,000	4,400	○	×	○	
		二	6	8	350,400	3,520	○	×	○	
		ハ	3	12	525,600	5,280	○	×	○	
		ト	2	8	350,400	3,520	○	×	×	
		ト	8	8	350,400	3,520	×	×	○	
		ル	7	10	438,000	4,400	○	×	×	
		ワ	2	8	350,400	3,520	○	×	○	
		ワ	13	8	350,400	3,520	○	○	○	
		ワ	19	8	350,400	3,520	○	○	○	
	A	□	2	6	210,000	2,640	○	×	○	
		□	15	6	210,000	2,640	○	×	○	
		ハ	1	6	210,000	2,640	○	×	○	
		ハ	15	6	210,000	2,640	○	×	○	
		ト	13	6	210,000	2,640	○	×	○	
	新A	イ	2	8	280,000	3,520	○	×	○	
		イ	19	8	280,000	3,520	○	×	○	
		二	11	8	280,000	3,520	○	×	○	
		ト	5	10	350,000	4,400	○	×	○	
		チ	3	8	280,000	3,520	○	×	○	
		チ	6	8	280,000	3,520	○	×	○	
	50A	1	8	6	210,000	2,640	○	×	○	
		20	3	6	210,000	2,640	○	×	×	
		21	4	6	210,000	2,640	○	○	×	
		22	5	6	210,000	2,640	○	×	×	
	次ページへ続く									

※市外にお住まいの方は、使用料及び管理料がそれぞれ2倍の額になります。

【南公園墓地 2ページ目】（所在地:米子市石井490番地）

返還霊地	52A	イ	20	6	210,000	2,640	○	×	○
		□	14	6	210,000	2,640	○	×	○
		□	26	6	210,000	2,640	○	×	○
		□	29	6	210,000	2,640	○	×	○
		□	36	6	210,000	2,640	○	×	×
		□	46	6	210,000	2,640	○	×	○
		□	74	6	210,000	2,640	○	×	○
	53A	**	116-4	使用者決定					
		**	198	6	210,000	2,640	○	×	○
	59A	**	181	5	175,000	2,200	○	×	○
		**	191	使用者決定					
	61A	**	58	5	175,000	2,200	○	×	×
		**	108	6	210,000	2,640	○	×	○
		**	156	使用者決定					
		**	173	5	175,000	2,200	○	×	○
		**	195	5	175,000	2,200	○	×	×

※市外にお住まいの方は、使用料及び管理料がそれぞれ2倍の額になります。

【北公園墓地】（所在地:米子市彦名町6566番地）

区分	区画番号			面積 (㎡)	使用料 (円)	管理料 年額(円)	囲障 有無	カクト 有無	排水管 有無
	地区	号	番						
返還霊地	A	**	142	5	525,000	4,400	○	○	○
		**	144	5	525,000	4,400	○	○	○
		**	148	5	525,000	4,400	○	○	○
		**	163	5	525,000	4,400	○	○	○
		**	206	5	525,000	4,400	○	○	○
		**	210	5	525,000	4,400	○	○	○
		**	226	5	525,000	4,400	○	○	○
		**	239	使用者決定					
		**	350	5	525,000	4,400	○	○	○
	B	**	27	使用者決定					
		**	37	使用者決定					
		**	129	使用者決定					
	C	**	62	使用者決定					
	D	**	1	使用者決定					
		**	65	使用者決定					
		**	97	使用者決定					
	E	**	103	使用者決定					

※市外にお住まいの方は、使用料及び管理料がそれぞれ1.5倍の額になります。

【佐陀墓苑】（所在地:米子市淀江町佐陀1451番地12）

区分	区画番号		面積 (㎡)	使用料 (円)	管 理 料 年額(円)	囲 障 有 無	力口一ト 有 無	排水管 有 無	
霊地	**	**	11	7.5	600,000	1,050	○	×	×
		**	13	7.5	600,000	1,050	○	×	×
		**	15	7.5	600,000	1,050	○	×	×
		**	26	7.5	600,000	1,050	○	×	×
		**	39	7.5	600,000	1,050	○	×	×
		**	40	7.5	600,000	1,050	○	×	×
		**	41	7.5	600,000	1,050	○	×	×
		**	69	7.5	600,000	1,050	○	×	×
		**	79	7.5	600,000	1,050	○	×	×
		**	81	7.5	600,000	1,050	○	×	×
		**	82	7.5	600,000	1,050	○	×	×
		**	93	7.5	600,000	1,050	○	×	×
		**	94	7.5	600,000	1,050	○	×	×
		**	95	7.5	600,000	1,050	○	×	×
		**	96	7.5	600,000	1,050	○	×	×
		**	102	7.5	600,000	1,050	○	×	×
		**	109	7.5	600,000	1,050	○	×	×
		**	116	使用者決定					
	**	136	使用者決定						

※返還霊地区画(13、15、69、82、116、136番)です。

【西ノ原墓苑】（所在地:米子市淀江町西原913番地）

区分	区画番号		番	面積 (㎡)	使用料 (円)	管 理 料 年額(円)	囲 障 有 無	力口一ト 有 無	排水 管 有 無
	地区	号							
返還 霊地	A	**	131	使用者決定					
		**	135	9.9	260,000	1,050	○	×	×
	C	**	7	16	420,000	1,050	○	×	×

- 返還霊地とは、従前の使用者が不要になり返還された区画です。
- カポートとは、区画地中の納骨用設備のことです。
- 使用料は、使用許可時に全額を納付してください。
- 管理料は、毎年4月が納期限ですが、使用許可を受けた年度の管理料(月割)は、使用許可後に納付してください。
- 使用料及び管理料は、後に区画を返還された場合でも還付しません。
ただし、使用許可した日から 3年以内に返還された場合は使用料の2分の1相当額を還付します。

2 申込者の資格

次のいずれかに該当する方

- 本市に住所を有する方
- 本市以外に住所を有する方で、本市に本籍を有する方
- 本市にある墳墓を移転しようとする方
- その他、市長が特別の理由があると認めた方

※ 既に市営墓地を使用している方は、原則申し込むことができません。

ただし、使用区画の変更(移転)をご希望の方はご相談ください。新区画の使用料の納付が必要になります。また、返還する区画の使用料の還付は条例の定めるところによります。

3 申込みに必要なもの

(1) 墓地使用許可申請書

建設企画課、おくやみコーナー、淀江支所地域生活課及び墓地管理事務所に設置します。
市ホームページからもダウンロードできます。

(2) 申請者の住所、氏名を確認することができる書類(運転免許証、健康保険証等)

※申請者以外の方が申請書を提出される場合、その方の本人確認書類も必要です。

(3) 本籍の記載のある住民票(市外にお住まいの方のみ)

(4) 印鑑(申請書に自署される場合は不要)

4 使用者の地位の承継

- 使用許可後、使用者の死亡その他のやむを得ない事情が生じた場合、祭祀を主宰すべき者は、使用者の地位の承継手続きを行ってください。

※祭祀を主宰すべき者とは、墓地等の管理や法要を主宰する方のことです。

5 申込みに際してのご注意

- 受付は申請の先着順となります。空き区画の最新情報は建設企画課までお問い合わせください。
- 郵送での申込みも受け付けますので、必要書類を建設企画課まで郵送してください。
- 申込は区画ごとに受け付けますので、場所をよく検討した上で、希望する区画の番号を墓地使用許可申請書に記入してください。
- 申込は、申請者1人につき1区画とします。また、1世帯につき1人しか申込みできません。
- 申込手続は代理の方も可能ですが、申込資格や申込内容に不明確な点がありますと受付できない場合があります。窓口で申込みの際は、なるべく申請者ご本人かご家族の方がおいでください。

6 その他

- 区画により設備内容が異なりますが、これは従前の使用者が設置したものです。
この設備の有無により使用料、管理料の基準は変わりません。
現状での使用許可になりますので、**必ず募集区画を現地で確認した上でお申し込みください。**
- 墓碑等の設置には一定の基準を設けています。
- 既に埋蔵されているお骨を動かす場合は改葬許可が必要となります。
改葬許可申請についてはお骨が埋蔵されている地域の自治体へお問い合わせください。
- 使用区画は墓石の有無に関わらず、使用者の責任において適切に管理(除草等含む)してください。
- 条件を付して使用を許可する場合があります。
- 墓地の使用許可後、次のいずれかに該当する場合は、使用許可の取消しをする場合があります。
 - ・墓地管理料を3年間納付しないとき
 - ・使用者が死亡した日から起算して2年を経過しても、当該使用者の地位を承継する者がいないとき
 - ・各墓地(墓苑)の条例または規則に違反したとき

7 使用料及び管理料の納付

- 申請書受付後、使用料の納付書を郵送しますので、お近くの金融機関で納付してください。
- 使用料の納付を確認した後に、墓地使用許可証及び墓地管理料納付書を郵送しますので、お近くの金融機関等で納付してください。